

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第36号

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(初任給、昇格、昇給等) 第7条 [略] 2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、別表第4及び県人事委員会規則 <u>の</u> 定める基準に従い決定する。 3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、県人事委員会規則 <u>の</u> 定める初任給の基準に従い決定する。 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、県人事委員会規則 <u>の</u> 定めるところにより決定する。 5 職員の昇給は、県人事委員会規則で定める日に、同日前1年間における <u>その者</u> の勤務成績に応じて、行うものとする。 6 [略] 7 55歳を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における <u>その者</u> の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて県人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 8～10 [略] 11 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u> (以下「再任用職員」とい	(初任給、昇格、昇給等) 第7条 [略] 2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、別表第4及び県人事委員会規則 <u>で</u> 定める基準に従い決定する。 3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、県人事委員会規則 <u>で</u> 定める初任給の基準に従い決定する。 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、県人事委員会規則 <u>で</u> 定めるところにより決定する。 5 職員の昇給は、県人事委員会規則で定める日に、同日前1年間における <u>当該職員</u> の勤務成績に応じて、行うものとする。 6 [略] 7 55歳を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における <u>当該職員</u> の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて県人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 8～10 [略] 11 <u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例(令和4年岩手県条例第39号)第2条の規定に基づき採用された職員</u> (以下「定年前再任用短時

う。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第7条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、第26条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定に基づき採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、第26条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第4条の規定に基づき採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、第26条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第26条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、第26条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第4条の規定に基づき採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、第26条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第24条 [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、県人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を、55,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、通勤に利用する交通機関の状況からみて特別の事情があると認められる職員として県人事委員会規則で定める職員（第3号において「特例職員」という。）にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円以下の場合にあっては当該1箇月当たりの運賃等相当額の算出の基礎となった運賃等相当額とし、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円を超える場合にあっては当該1箇月当たりの運賃等相当額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円）を60,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が60,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち

第24条 [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、県人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を、55,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、通勤に利用する交通機関の状況からみて特別の事情があると認められる職員として県人事委員会規則で定める職員（第3号において「特例職員」という。）にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円以下の場合にあっては当該1箇月当たりの運賃等相当額の算出の基礎となった運賃等相当額とし、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円を超える場合にあっては当該1箇月当たりの運賃等相当額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円）を60,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が60,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち

最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円）を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して49,300円の範囲内で県人事委員会規則で定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して県人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（以下この号において「合計額」という。）が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、特例職員にあっては、合計額が60,000円以下の場合にあっては前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額とし、合計額が60,000円を超える場合にあっては、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円）を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第3号に掲げる職員で県人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、高速自動車国道を利用し、その利用が県人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められ

最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円）を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して49,300円の範囲内で県人事委員会規則で定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して県人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（以下この号において「合計額」という。）が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、特例職員にあっては、合計額が60,000円以下の場合にあっては前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額とし、合計額が60,000円を超える場合にあっては当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円）を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第3号に掲げる職員で県人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、高速自動車国道を利用し、その利用が県人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められ

るもので、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高速自動車国道に係る通勤手当 支給単位期間につき、県人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する料金の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの料金の2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) [略]

4～7 [略]

(1週間の勤務時間)

第26条 [略]

2 [略]

3 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、市町村教育委員会が定める。

4・5 [略]

(修学部分休業)

第26条の13 [略]

(学校栄養職員及び事務職員の超過勤務手当)

第27条の2 [略]

2 [略]

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（第26条の2第1項、第26条の3及び第26条の4の規定に基

るもので、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高速自動車国道に係る通勤手当 支給単位期間につき、県人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する料金の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) [略]

4～7 [略]

(1週間の勤務時間)

第26条 [略]

2 [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、市町村教育委員会が定める。

4・5 [略]

(修学部分休業)

第26条の13 [略]

(高齢者部分休業)

第26条の14 職員の高齢者部分休業については、県立学校職員の例による。

(学校栄養職員及び事務職員の超過勤務手当)

第27条の2 [略]

2 [略]

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（第26条の2第1項、第26条の3及び第26条の4の規定に基

づく週休日における勤務のうち県人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間が1月について60時間を超えた学校栄養職員及び事務職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4～8 [略]

(期末手当)

第29条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の県人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(県人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次

づく週休日における勤務のうち県人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間が1月について60時間を超えた学校栄養職員及び事務職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4～8 [略]

(期末手当)

第29条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の県人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(県人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次

の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(義務教育等教員特別手当)

第31条の2 [略]

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、県人事委員会規則で定める。

3・4 [略]

(特定の職員についての適用除外)

第31条の3 第22条、第23条、第25条の2、第25条の3及び第31条の規定は、再任用職員には適用しない。

2 [略]

附 則

1～40 [略]

の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(義務教育等教員特別手当)

第31条の2 [略]

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、県人事委員会規則で定める。

3・4 [略]

(特定の職員についての適用除外)

第31条の3 第7条第3項から第10項まで、第22条、第23条、第25条の2、第25条の3及び第31条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 [略]

附 則

1～40 [略]

41 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第43項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定

により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

42 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

（2） 職員の定年等に関する条例（昭和59年岩手県条例第5号）第4条第1項又は第2項の規定に基づき勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

（3） 職員の定年等に関する条例第8条第1項又は第2項の規定に基づき地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第8条第1項又は第2項の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

43 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第45項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第41項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（県人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第41項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

44 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級にお

ける最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

45 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第41項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第43項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、県人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

46 附則第43項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第41項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、県人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

47 育児短時間勤務職員等に対する附則第41項、第43項及び第44項の規定の適用については、附則第41項中「）とする」とあるのは「）に算出率を乗じて得た額とする」と、附則第43項中「達しない」とあるのは「算出率を乗じて得た額に達しない」と、「基礎給料月額と」とあるのは「基礎給料月額に算出率を乗じて得た額と」と、附則第44項中「の給料月額」とあるのは「の給料月額に算出率を乗じて得た額」とする。

48 附則第41項から前項までに定めるもののほか、附則第41項の規定による給料月額、附則第43項の規定による給料その他附則第41項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。

49 附則第41項から前項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年岩手県条例第38号）附則第3項の規定に

基づき勤務している職員には適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	189,400	217,100	257,500	277,100	292,300	317,900

別表第2 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	227,200	273,500	300,800	327,300	408,800

別表第3 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	190,400	217,200	245,700	259,200

(医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の減額) 第17条 [略] 2 [略]	(給与の減額) 第17条 [略] 2 [略]

3 職員が修学部分休業（職員が大学その他の医療局長が定める教育施設における修学のため2年を超えない範囲内において医療局長が指定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及び給料の特別調整額その他医療局長が定める手当を減額した給与を支給する。

（特定の職員についての適用除外）

第18条 第3条の4、第4条、第4条の3、第6条の2、第6条の3、第13条及び第15条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

2 [略]

（臨時又は非常勤の職員の給与）

第19条 臨時又は非常勤の職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）については、他の職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で給与を支給する。

附 則

1・2 [略]

3 職員が修学部分休業（職員が大学その他の医療局長が定める教育施設における修学のため2年を超えない範囲内において医療局長が指定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（職員が医療局長が定める年齢に達した日以後の日でその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年岩手県条例第5号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及び給料の特別調整額その他医療局長が定める手当を減額した給与を支給する。

（特定の職員についての適用除外）

第18条 第3条の4、第4条、第4条の3、第6条の2、第6条の3、第13条及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員には適用しない。

2 [略]

（臨時又は非常勤の職員の給与）

第19条 臨時又は非常勤の職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）については、他の職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で給与を支給する。

附 則

1・2 [略]

3 当分の間、職員（医療局長が定める職員を除く。）が60歳に達した日以後における最初の4月1日（次項において「特定日」という。）以後の給料月額は、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項の規定による給料月額を基準として、医療局長が定めるものとする。

4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職

員であって、当該他の職への降任等をされた日（次項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、医療局長が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定による給料月額のほか、一般職の職員の給与に関する条例附則第41項及び第42項の規定を基準として医療局長が定める方法により算出した額を給料として支給する。

5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、医療局長の定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する

6 前2項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、医療局長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の減額) 第17条 [略] 2 [略] 3 職員が修学部分休業（職員が大学その他の企業局長が定める教育施設における修学のため2年を超えない範囲内において企業局長が指定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を	(給与の減額) 第17条 [略] 2 [略] 3 職員が修学部分休業（職員が大学その他の企業局長が定める教育施設における修学のため2年を超えない範囲内において企業局長が指定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。） <u>又は高齡</u>

受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及び給料の特別調整額その他企業局長が定める手当を減額した給与を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第18条 第3条の3、第4条、第6条の2、第6条の3、第13条及び第15条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

2 [略]

(臨時又は非常勤の職員の給与)

第19条 臨時又は非常勤の職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）については、他の職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で給与を支給する。

附 則

1・2 [略]

者部分休業（職員が企業局長が定める年齢に達した日以後の日でその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年岩手県条例第5号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及び給料の特別調整額その他企業局長が定める手当を減額した給与を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第18条 第3条の3、第4条、第6条の2、第6条の3、第13条及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員には適用しない。

2 [略]

(臨時又は非常勤の職員の給与)

第19条 臨時又は非常勤の職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）については、他の職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で給与を支給する。

附 則

1・2 [略]

3 当分の間、職員（企業局長が定める職員を除く。）が60歳に達した日以後における最初の4月1日（次項において「特定日」という。）以後の給料月額、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項の規定による給料月額を基準として、企業局長が定めるものとする。

4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（次項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、企業局長が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定による給料月額のほか、一般職の職員の給与に関する条例附則第41項及び第42項の

規定を基準として企業局長が定める方法により算出した額を給料として支給する。

5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業局長の定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

6 前2項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業局長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第4条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の</p>

規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

(1)～(7) [略]

附 則

(施行期日)

1 [略]

(給与条例の一部改正)

2 給与条例の一部を次のように改正する。

第32条ただし書及び第33条第2項ただし書を削り、第33条の次に次の1条を加える。

(超過勤務手当及び休日給の特例)

第33条の2 前2条の規定にかかわらず、教育職給料表の適用を受ける職員については、県立の大学又は幼稚園に勤務する職員が入学試験又は入園試験に関する業務に従事した場合に限り、超過勤務手当及び休日給を支給するものとする。

規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

(1)～(7) [略]

(8) 職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年岩手県条例第40号）

附 則

1 [略]

2 給与条例附則第41項、第45項若しくは第46項又は給与等条例附則第43項、第45項若しくは第46項の規定による給料を支給される職員に対する第3

条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第41項、第45項若しくは第46項又は給与等条例附則第43項、第45項若しくは第46項の規定による給料の額との合計額」とする

。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号。以下「整備等条例」という。）第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員をいう。以下同じ。）（整備等条例第11条又は第12条の規定に基づき採用された暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「給与等条例」という。）第6条第1項に規定する給料表（附則第4項において「給料表」という。）の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与等条例第7条第2項の規定により当該暫定再任用

職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、給与等条例第26条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与等条例第7条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額、給与等条例第26条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の給与等条例（以下「改正後の給与等条例」という。）第24条第2項及び第26条第3項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与等条例第29条第3項及び第31条の2第2項、第2条の規定による改正後の医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第18条第1項及び第19条、第3条の規定による改正後の企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第18条第1項及び第19条並びに第4条の規定による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第2条第2項の規定を適用する。
- 7 改正後の給与等条例第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 8 給与等条例第7条第6項及び第8項から第10項まで、第22条、第23条、第25条の2、第25条の3並びに第31条並びに改正後の給与等条例第7条第3項から第5項まで及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与その他必要な事項は、人事委員会規則で定める。